

## 後期高齢者医療制度

### 問合せ先

●大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課(☎06・4790・2028 Fax06・4790・2030)  
●国保年金課

## 令和3年度の保険料

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに設定しています。

令和3年度は、被保険者均等割額54,111円、所得割率10.52%により保険料を算定します。(令和2年度と同じ)

### ■保険料の軽減

- ①均等割額の軽減：世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額(54,111円)が下表1のとおり軽減されます。
  - ②会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料の軽減：後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、新たに保険料を負担いただくことになりません。当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。
- なお、右記①の均等割額軽減

## 令和2・3年度の保険料の算定方法 (大阪府)

$$\text{年間の保険料 (*1)} = \text{被保険者均等割額 被保険者1人当たり 54,111円} + \text{所得割額 賦課のもととなる 所得金額 (*2) \times 所得割率10.52\%}$$

(\*1) 保険料の年間限度額は64万円です。

(\*2) 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など)の合計額から基礎控除額を控除した額です。(雑損失の繰越控除分は控除されません) また、基礎控除額等の数値については、今後の税法改正等によって変動することがあります。なお、基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める金額になります。

表1 所得の判定区分	軽減割合	均等割額(年額)
【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数)-1】を超えないとき	7割	16,233円
【基礎控除額(43万円)+28万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数)-1】を超えないとき	5割	27,055円
【基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数)-1】を超えないとき	2割	43,288円

ただく)の人：介護保険料の徴収対象となつていない年金受給額が年額18万円以上あり、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、その2分の1を超えない人は、原則年6回の年金受給日に、年金から差し引かれま

す。

②普通徴収(口座振替や納付書で納めていただく)の人：特別徴収以外の人は、口座振替や納付書で納めていただきます。今年7月に、令和3年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付しますので、その後、口座振替や納付書納入通知書の方法により9期(7月～翌年3月)で納めていただきます。

※年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。

■仮徴収(令和2年中の所得が確定するまでの仮納付)：4・6・8月

①令和3年2月に保険料を特別徴収された人：4月の年金受給時に、2月に差し引かれた金額と同額を仮徴収額として納めていただきます。この場合、保険料額の通知はありません。

※6・8月分は、4月分と同額が適当でないと市町村が判断す

れば仮徴収額が変更されることがあり、その場合は、変更通知書が送付されます。

②令和2年度は普通徴収で、4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる人：令和2年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を4月に送付していただきますので、確認してください。

※令和2年度に引き続き、普通徴収(口座振替や納付書)で納めていただく人は、仮徴収は行われません。

■本算定後の特別徴収

令和3年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)後の10月以降、引き続きまたは新たに特別徴収となる人は、7月に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。

10・12・2月の年金受給時に、令和2年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収などにより既に納めていただいた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めていただきます。